

令和2年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第1日（令和2年6月15日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第34号 令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について

議案第35号 令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第36号 令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 令和2年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第38号 土佐清水市手話言語条例の制定について

議案第39号 土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 陳情の付託について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 9番  | 細川博史君 |
| 10番 | 前田晃君  | 11番 | 浅尾公厚君 |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員 1人

8番 甲藤真君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 窪内研介君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹  | 佐野舞君  | 主幹   | 渡邊早苗君 |
| 主事     | 羽代悠哉君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                        |       |
|----------------|-------|------------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長                    | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 西原貴樹君 |
| 企画財政課長         | 横山英幸君 | 総務課長(併)<br>選挙管理委員会事務局長 | 中津健一君 |
| 危機管理課長         | 倉松克臣君 | 消防長                    | 宮上眞澄君 |
| 消防次長兼<br>消防署長  | 味元博文君 | 健康推進課長                 | 山下育君  |
| 福祉事務所長         | 井上美樹君 | 市民課長                   | 中津恵子君 |
| まちづくり対策課長      | 中尾吉宏君 | 観光商工課長                 | 二宮眞弓君 |

|                         |         |                     |         |
|-------------------------|---------|---------------------|---------|
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 和泉 政彦 君 | 水道課長                | 吉永 敏之 君 |
| じんけん課長                  | 早川 聡 君  | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 岡田 旭生 君 |
| 収納推進課長                  | 谷崎 清 君  | 教 育 長               | 弘田 浩三 君 |
| こども未来課長                 | 伊藤 牧子 君 | 生涯学習課長              | 田村 五鈴 君 |
| 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |                     |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会6月会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 細川博史君。

（議会運営委員会委員長 細川博史君登壇）

○議会運営委員会委員長（細川博史君） おはようございます。

ただいま議題となっております6月会議の審議期間につきましては、6月8日開催の議会運営委員会におきまして議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から6月30日までの16日間と決定いたしました。

審議期間中の日程としまして、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、22日は議案に対する質疑及び一般質問、翌23日は一般質問を行います。

24日は予算決算常任委員会を、25日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催、最終日30日に本会議を開催し、各委員長の報告の後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月30日までの

16日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって6月会議の審議期間は、本日から6月30日までの16日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番前田晃君、1番谷口佳保君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 窪内研介君登壇)

○議会事務局長(窪内研介君) おはようございます。3月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は1回、産業厚生常任委員会は2回開催いたしました。

議会運営委員会は3回開催し、6月8日には6月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を1回開催し、5月1日に議会だより第113号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

3月30日、3月第2回会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。同日、高知市議会議長会の監査を議長が実施。

4月2日、四万十市議会正副議長が就任挨拶のため来局。

4月7日、令和2年度土佐清水ジオパーク推進協議会役員会及び総会に議長が出席。

4月9日、全員協議会を開催し、本市の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等について、関係各課から説明を受けました。

5月8日、5月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

6月5日、全員協議会を開催。手話言語条例制定に係る勉強会を行いました。

6月10日、土佐清水市身体障害者連盟2020年度総会が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

次に、地方自治法第243条の3第2項に規定する法人の経営状況を説明する書類についてであります。

5月29日、「土佐清水市土地開発公社の令和元年度事業及び決算報告書並びに令和2年度事業収支計画書」が、市長から議長に提出されましたので、本日、皆さんに配付いたしました。

次に、提出議案について申し上げます。

6月会議に提出されております案件は、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、全国市議会議長会の表彰等についてであります。

正副議長4年以上の功績により、永野裕夫議長が特別表彰を受けられました。また、永野議長には、社会文教委員会副委員長として会務運営の功績により、感謝状が贈られました。

最後に、人事異動についてであります。既に御承知のことと思いますが、4月1日付の人事異動により、前田利実議事係長が総務課に転出いたしましたので、改めて御報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和2年土佐清水市議会定例会6月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に、改めて心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の皆様方にお見舞い申し上げます。あわせて、昼夜を分かたず、ウイルスと闘いながら地域医療を懸命に支えてくださっている医療従事者の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に関し、5月会議以降の状況及び本市の対応等につきまして、御報告申し上げます。

5月14日、政府は全国に発出していた緊急事態宣言について、高知県など39県の解除を

決定いたしました。

これを受け、翌15日、県においては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、自粛要請として残っていた繁華街の接待を伴う飲食店についても緩和することが決定されたところであります。

同日、本市におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、緊急事態宣言解除後における必要な取組や感染予防対策について情報を共有しましたが、全国で完全に緊急事態宣言が解除されるまでは本部会議を継続することといたしました。

その後、5月21日には大阪・京都・兵庫の近畿3府県で解除され、さらに5月25日、政府が最終的に残っていた北海道と東京・神奈川・埼玉・千葉の首都圏1都3県全てにおいて緊急事態宣言の解除を決定したことを受け、翌26日、市の本部会議を招集し、引き続き、感染拡大防止対策を徹底することを申し合わせ、対策本部を解散いたしました。これまで感染拡大を食い止めるべく、感染防止の基本である「手洗い・せきエチケット・マスクの着用」「3密の回避」「不要不急の外出自粛」などに御協力いただき、1人の感染者も出さなかった市民の皆様には感謝を申し上げますとともに、4月24日から5月6日までの間、県からの休業または営業時間短縮の要請及び4月29日から5月6日までの間、市からの休業の要請に全面的に御協力をいただきました市内事業者の皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

5月会議において予算化した県及び市の要請に対する協力金につきましては、6月11日時点で、県分が105事業所で1,050万円、県事業の対象外となった喫茶店や観光事業者、ホテル等に対する市からの協力金が73事業所で850万円となっております。

また、学校につきましても、3月4日から同24日までの間、及び4月13日から5月10日までの間、臨時休業となりました。年度末及び新学年の大変大切な時期に臨時休業となったことで、子供たちと保護者の皆様には多大なる御負担をおかけいたしました。皆様の御協力に対し心よりお礼を申し上げます。5月11日から小・中学校ともに再開となりましたが、児童生徒が登校するに当たっては、学校での健康チェックや家庭での検温を徹底するなど、引き続き感染予防対策を講じているところであります。

次に、全市民へ1人当たり10万円を支給する特別定額給付金について、御報告いたします。

4月20日に特別定額給付金等事業実施本部を立ち上げ、5月の連休を返上して申請書発送等の準備を行い、5月11日に申請の受付を開始しましたが、申請が殺到し3日間で約60%の方より申請書の提出があり、5月20日の第1回目の支給に間に合わせるため、他部署の職員も動員して徹夜での作業を行い、4,024世帯、7,741人分を給付したところです。現在の状況としましては、6月10日に第4回目の支給を行い、市内全7,209世帯のうち、6,901世帯に対し、12億7,350万円を支給、支給率としましては97%となっており、

県下でもトップクラスの早さで市民の皆様への給付を行っております。

まだ申請書の提出をしていただいていない方々に対しましては、個別の文書送付や市の広報紙、ホームページ等で周知を徹底しながら、できる限り全ての市民の皆様へ支給が行えるよう取り組んでおります。

日本国内では、新型コロナウイルス感染症の第1波は一定、収束したものとされておりますが、世界では感染者数が780万人を超え、インドなどの南アジア地域やこれから冬に入っていくブラジルなどの南米においては、感染拡大の勢いが強まっている状況であります。

こうした中、感染症拡大防止と併せ、社会経済活動が再開されましたが、決して気を緩めることなく、感染第2波、第3波への備えに万全を期す必要があります。あわせて、これから本格的な台風シーズンを迎えることから、避難所での感染防止体制の強化を迅速に行ってまいります。

今後におきましても、感染防止と社会経済活動の両立に向けた取組を進めていくため、市民の皆様におかれましては、国が示す新しい生活様式に沿った取組をぜひ行っていただきますよう、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和元年度の決算状況について、御報告させていただきます。

一般会計の歳入総額98億5,375万円余り、歳出総額97億2,777万円余りで、翌年度繰越財源を除いた実質収支では1億1,238万円余りの黒字となっております。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計では、マイナス4,017万円余りの赤字決算となり、令和2年度予算からの繰上充用により対応いたしました。

そのほかの特別会計では、歳入歳出同額、または黒字決算となっております。

次に、御寄贈の報告をさせていただきます。

土佐清水ジオパーク推進協議会顧問、吉倉紳一様から、土佐清水ジオパーク構想における研究、教育活動に役立ててほしいと偏光顕微鏡一式を寄贈いただきました。

国際ソロプチミスト幡多様から、図書カード3万円分を寄贈いただきました。

株式会社デューク代表取締役社長、玉乃井欣樹様から、防災対策に役立ててほしいと、津波避難誘導灯6基を寄贈いただきました。

また、昨年末で解散されました土佐清水青年会議所のメンバーであった皆様から、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、マスク1万枚のほか、消毒液150リットル、ディスペンサー15台、宗田節おかき200袋を寄贈いただきました。

この場をお借りしまして、寄贈いただきました皆様に厚く感謝申し上げます。

また、ふるさと元気寄附金といたしまして、令和元年度は合計で延べ1万5,876名の方から、2億4,472万4,500円の御寄附を頂きました。この場をお借りいたしまして厚く感

謝申し上げます。

今後、目的に沿って有効に活用させていただきます。

なお、ふるさと元気寄附金につきましては、昨年度、基金から1億1,440万円の繰入れを行い、農地等維持管理事業やジオパーク推進事業、学校給食実施・運営事業、観光客誘客促進事業、ふるさと元気寄附金推進事業、小中学校就学援助費といった事業の財源として活用させていただきました。

この場をお借りしまして、併せて御報告させていただきます。

それでは、御提案申しあげました各案件について、概要を御説明申し上げます。

議案第34号から第37号までの4件は、令和2年度予算に係る補正予算案であります。

議案第34号の一般会計補正予算（第2号）では、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものとしましては、10事業で歳出額合計2億4,912万9,000円を補正計上しておりますが、予算編成に当たっては、引き続き、「健康」「継続」「暮らし」をキーワードにして、職場単位で全職員よりボトムアップ方式で提案のあった事業ごとに市長査定を行い、精査した上で取りまとめたものです。

内訳といたしましては、まず、「健康」、感染症拡大防止策としまして、市内全世帯に消毒液を配布する感染症予防推進事業1,472万4,000円。保育所1施設当たり50万円以内で子供用マスクや消毒液等を購入する保育所衛生管理助成事業250万円。

「継続」、事業所などを支援する経済対策としまして、官公庁を除く、市内の個人・事業所の全使用者を対象として、水道料金のうち基本料金及びメーター使用料について3か月間免除することに伴う水道会計繰出金2,523万6,000円のほか、観光宿泊施設等が行うリモート会議室の改修等に対し補助を行う国立公園ワーケーション推進事業費補助金1,500万円、7月以降3か月間の足摺テルメ維持管理費570万9,000千円、本年3月から7月の間で事業収入が前年同月比20%以上50%未満減少している月がある事業者に対し給付金を支給する土佐清水市持続化給付金1億5,507万5,000円。

「暮らし」、子育て世代と高齢世帯への支援策としまして、いきいきサロン参加者等に対し食事代の補助を行う、高齢者の集いの場応援事業270万円のほか、市の奨学資金貸付金を貸与中または償還中の方のうち、市外在学者・在住者に対し、本市の特産品等を送付する奨学資金対象者応援事業566万5,000円、学校給食費を3か月間無料とすることに伴う歳入の減額分として803万7,000円、小・中学生を対象とした小・中学校情報機器整備事業2,252万円をそれぞれ計上しております。

このほか、コロナ対策とは別に土佐清水食品株式会社が実施するスープブロス増産機器等の整備に対する補助として、産業振興推進総合支援事業費補助金7,766万5,000円やコミュ



ニティ助成事業交付金 870 万円などを合わせ、歳出合計では 3 億 4,941 万 2,000 円を補正計上しております。

なお、国が第 1 次補正により予算化した新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金 1 兆円のうち、第 1 次配分として地方単独事業分約 7,000 億円が都道府県及び市区町村にそれぞれ配分されておまして、本市への配分額は 1 億 324 万円となっております。

残りの約 3,000 億円分に当たる第 2 次配分につきましては、国庫補助金の裏に充当する地方負担額分が対象となりますが、こちらにつきましては、国庫補助事業の採択後、別途配分額が提示されることとなっております。

また、6 月 12 日には、国において第 2 次補正が成立し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、さらに 2 兆円上乘せされることとなりました。

この 2 兆円に係る本市への配分額につきましては、近々通知があると思われしますので、一日でも早く市民の皆様や市内の各事業者に対する支援策を講じるために、既に準備を進めている補正予算案を通知後、可及的速やかに実施するよう、今 6 月会議の審議期間中に追加提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第 35 号の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、被保険者の中で会社等に雇われている方が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われるため、労務に服することができず、事業主から十分な報酬等を受け取れない場合に支給する傷病手当金 400 万円及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する支援策として、国民健康保険税の減免を行うことに伴う過誤納払戻金 308 万 1,000 円を補正計上しております。

議案第 36 号の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）では、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する支援策として、介護保険料の減免を行うことに伴う保険料還付金 194 万円を補正計上しております。

議案第 37 号の水道事業会計補正予算（第 1 号）では、市内の官公庁を除く、個人、事業所の全使用者を対象に、水道料金の基本料金及びメーターの使用料を 3 か月間免除することに伴う歳入の減額分 2,473 万 6,000 円のほか、歳出の増額分としてシステム改修費用 50 万円を補正計上しております。

議案第 38 号は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第 39 号は、法律等の改正に伴い条例の改正を行うものであります。

議案第 40 号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する支援

策として、国民健康保険税の減免を行うため、条例の改正を行うものであります。

議案第41号及び第42号は、それぞれの被保険者の中で会社等に雇われている方が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため労務に服することができず、事業主から十分な報酬等を受け取れない場合に傷病手当を支給するため条例の改正を行うものであります。

議案第43号は、法律等の一部改正により、マイナンバーをお知らせするための通知カードの新規発行等が本年5月25日に廃止されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

議案第44号は、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられたことによる低所得者の負担軽減を図るため、介護保険料の所得段階の第1から第3段階の保険料を減額することや新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に対する支援策として介護保険料の減免を行うため、条例の改正を行うものであります。

議案第45号は、土佐清水市地域食材供給拠点施設の令和2年7月以降の使用料について規定するため、条例の改正を行うものであります。

議案第46号は、津呂権現簡易水道と大谷簡易水道の統合に伴い、条例の改正を行うものであります。

議案第47号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の改正を行うものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから小休とし、全国市議会議長会表彰状の伝達式及び去る4月1日付の人事異動について、執行部から報告を求めたいと思います。

小休といたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案に対する内容説明

を求めることに決しました。

議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、2節給料特別職給97万2,000円の減額につきましては、5月会議で議決を頂きました、市長及び副市長の給料について減額を行うもので、令和2年6月から令和3年3月までの10か月間、市長の給料月額を10%、副市長の給料月額を5%減額するものであります。

7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業交付金は、地域のコミュニティ活動に必要な備品類の購入に対する交付金でありまして、本年度は市街地地区、貝ノ川郷、貝ノ川浦、下浦の4か所が事業採択を受けましたので、計870万円を計上しております。財源につきましては、全額自治総合センター交付金を見込んでおります。

3款1項2目障害者福祉費、12節委託料、心のバリアフリー推進事業40万円は、本市の手話奉仕員登録者37名のスキルアップを図るため、講習会を開催する費用を計上しております。財源につきましては、国庫支出金2分の1と、県支出金4分の1を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

8目社会長寿費、18節負担金、補助及び交付金、高齢者の集いの場応援事業補助金270万円は、市内各地区で実施されているいきいきサロンにおいて、参加者に提供される食事につきましては、これまでは地域の方々が持ち寄った食材などを調理し、提供しておりましたが、新型コロナウイルス感染予防のため、しばらくの間は市販の弁当を購入して対応することとなったことに伴い、7月から月に1回、1人当たり最大500円の補助を行うものであります。財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

3款2項2目保育所運営費、10節需用費、消耗品費250万円は、新型コロナウイルス感染防止対策として、市内の全保育園に消毒液やマスク、空気清浄機などを購入・配備し、徹底した衛生管理を行い、園児が安心して登園できる環境を整えるものであります。財源につつま

しては、全額、国庫支出金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

17ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金2,523万6,000円は、新型コロナウイルス感染拡大に係る生活支援及び経済的負担の軽減を図るため、市内全世帯の水道料の基本料金及びメーター使用料を7月から3か月間免除することに伴い、水道会計の営業収益の減収分を一般会計から繰り出しするものであります。あわせて、今回の水道料金免除に際し、既存の水道料金システムを改修する必要があることから、改修費用についても一般会計から繰り出しするものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書4ページを御参照願います。

2目感染症対策費、10節需用費、消耗品費1,426万4,000円と11節役務費、通信運搬費46万円の計1,472万4,000円は、新型コロナウイルス感染防止対策として、市内全世帯に消毒液を配布する費用を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書5ページを御参照願います。

5款3項1目水産業総務費、18節負担金、補助及び交付金のうち、種子島周辺漁業対策事業費補助金99万円は、船に設置する機器類の整備に要する費用に対し補助を行うもので、当初予算において4件分の補助金を計上しておりましたが、本年度は5件分の採択がありましたので、今回追加計上するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金7,766万5,000円は、宗田節を使用した加工品スープブrossの増産を図るための機器及び施設整備に要する費用を補助するもので、昨年6月補正で同額を予算計上しておりましたが、年度内に事業が完了しなかったことから、令和2年度に予算を繰り越して事業を継続実施する予定でありましたが、県が本事業に係る補助金を繰越対応とせずに、令和2年度予算として計上していること、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今年度中に事業を完了できない可能性が生じたことにより、再度となりますが、本年度予算として同額を計上するものであります。このことにより、万が一事業が今年度も年度内に完了しなかった場合でも、来年度への予算の繰越処理を可能とするものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

6款1項1目商工振興費、1節報酬188万円から8節旅費13万円までの計247万5,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が減少した事業所や個人

事業主に対し、本市独自の持続化給付金を支給することに伴い、その事務を行う会計年度任用職員を3名雇用するため、その人件費及び交通費を計上するものであります。

18ページをお願いいたします。

同じく、6款1項1目、18節負担金、補助及び交付金1億5,592万6,000円のうち、産業祭補助金100万円は、例年、当初予算におきまして、産業祭の実施に係る補助金を35万円計上し、本年度も同額を計上していますが、このたび、公益財団法人地域社会振興財団の地域イベント助成事業の採択を受けましたので、100万円を追加計上し、イベント内容の充実を図るものであります。財源につきましては、全額、地域社会振興財団交付金が充当されます。

同じく、18節負担金、補助及び交付金1億5,592万6,000円のうち、竜串共同作業所設備費等補助金232万6,000円は、現在、同施設を使用している事業所、中村ソーイング株式会社が施設内の空調設備を改修するために要する費用の2分の1を補助するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書7ページを御参照願います。

同じく、18節負担金、補助及び交付金1億5,592万6,000円のうち、土佐清水市持続化給付金1億5,260万円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業収入が減少した事業所及び個人事業主に対し、市独自の給付金を支給するものであります。国が行う持続化給付金の給付対象となるのは、事業収入が50%以上減少した事業所及び個人事業主であるのに対し、本市は国の給付対象とならない事業所及び個人事業主に給付することとしており、事業収入の減収額が50%未満であっても、20%以上減収していれば給付対象とし、また、事業者についても全ての業種を対象とし、事業所には最大20万円、個人事業主には最大10万円の給付金を支給するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書6ページを御参照願います。

また、新型コロナウイルス関連で、5月補正予算におきまして、高知県の休業要請に協力いただいた事業所に対し、県が30万円を支給し、そのうちの3分の1、10万円を市が負担する高知県休業等要請協力金負担金を1,600万円、この県の制度に対象とならない事業所に対し、市独自の協力金及び家賃補助を行う、コロナに負けるな応援事業補助金を1,960万円の合わせて3,560万円を前回5月補正予算に計上し、その財源については、財政調整基金の取崩しにより対応しておりましたが、国の1次補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への配分額が決定したことに伴い、今回、この6款1項1目におきまして、財源振替も併せて行っております。

3目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金1,100万円のうち、市民祭あしずりまつり事業補助金400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、

今年度の市民祭あしずりまつりが中止となったことにより、補助金を減額するものであります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金1,100万円のうち、国立公園ワーケーション推進事業費補助金1,500万円は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、企業等においては、今後、大幅にテレワーク等の導入が見込まれることから、国立公園内にあるホテル等の民間事業者が実施するW i - F i 環境整備やリモート会議室の設置などに要する費用の一部を補助するものであります。財源につきましては、県支出金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書8ページを御参照願います。

4目観光商工施設費には、足摺テルメの指定管理者であります株式会社アクトリゾートが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今月末で撤退することとなりましたので、次の指定管理者が決定するまでの間、市が直営で施設の維持管理を行う費用を計上するものであります。2節給料135万6,000円から4節共済費23万3,000円までの計212万9,000円は、7月から9月末までの3か月間、24時間態勢で維持管理を行うため、会計年度任用職員を3名雇用する人件費を計上しております。なお、雇用に際しましては、アクトリゾートを解雇された職員を雇用する予定としております。10節需用費には、施設の光熱水費及び灯油代として、計138万6,000円、11節役務費には、電話代等の通信費及び浄化槽等の保守点検費用など計60万8,000円を計上しております。12節委託料33万円は、施設及び施設内の設備・機器類の維持管理を行う際の総括的な管理体制や管理指導を観光協会に委託する費用を計上し、13節使用料及び賃借料125万6,000円は、施設内の各種機器類のリース料等を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書9ページを御参照願います。

19ページをお願いいたします。

7款2項1目道路新設改良費、14節工事請負費、市道改良単独事業工事1,746万5,000円は、市道布立石中村線が、去る5月3日の降雨により一部損壊したため、崩土の撤去及び落石防護柵の設置などに要する工事費を計上するものであります。財源につきましては、地方債の充当を見込んでおります。

8款1項2目救急業務費、17節備品購入費166万8,000円は、平成20年度に救急自動車を購入した際に同時購入し、積載していた電動式心肺人工蘇生器が故障し、修理不能となっているため、新たに購入する費用を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

4目消防施設費、14節工事請負費158万2,000円は、今年の春に消火栓の点検を実施

した際に、旭町及び松崎地区の消火栓におきまして、老朽化により、ホースをつなぐ部分に亀裂が生じるなど早急に改修する必要が生じたため、改修費用を計上するものであります。財源につきましては、緊急防災・減災事業債の充当を見込んでおります。

9款1項2目事務局費、2節給料、特別職給27万円の減額につきましては、市長及び副市長と同様、5月会議で議決を頂きました、教育長の給料について減額を行うもので、令和2年6月から令和3年3月までの10か月間、給料月額を5%減額するものであります。

10節需用費11万8,000円の減額、11節役務費1万6,000円の減額、18節負担金、補助及び交付金、昼食対応事業補助金248万8,000円の減額の計262万2,000円の減額につきましては、5月補正予算において、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、小・中・高等学校の臨時休業等により、経済的・精神的負担が増えていた子育て世帯の負担軽減を図るため、市内の保育・幼稚園児及び小、中、高校生に対し、市内店舗で利用できる昼食券を一人2,500円配布する費用を計上しておりましたが、登園自粛要請及び臨時休業が5月中旬に解除されましたので、本事業の実施を取りやめ、関連予算を全て減額するものであります。

12節委託料、奨学資金対象者応援事業委託566万5,000円は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市外で頑張っている土佐清水市出身の若者を応援するため、市外で暮らしている本市奨学金を貸与中の学生及び償還中の方々に対し、1万円相当の本市特産品を市長のメッセージを添えて送り、市外での生活を応援する事業費を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書10ページを御参照願います。

20ページをお願いいたします。

9款1項4目学校給食費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小・中学校の給食費を3か月間、無償化とすることとしたことにより、財源振替を行うものであります。保護者から納付される給食費の減額分を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で補うこととしております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書11ページを御参照願います。

9款2項1目学校管理費には、新型コロナウイルス感染予防対策として、小・中学校のICT整備に係る事業費を計上するもので、10節消耗品費21万円は、学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と児童とのやりとりが円滑にできる環境を整えるため、各小学校に遠隔学習機材としてカメラとマイクを購入する費用を計上しております。財源につきましては、国庫支出金2分の1を見込んでおります。

同じく、17節備品購入費、事業用備品費1,417万5,000円は、児童1人1台のタブレットを整備するもので、学級担任教師用も含め、315台のタブレットを購入することとして

おります。そのうち国の補助対象となるのは、175台分、787万5,000円でありますので、残り140台分、630万円につきましては、市単独で購入し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書12ページを御参照願います。

9款3項1目学校管理費には、小学校と同様、新型コロナウイルス感染予防対策として、中学校のICT整備に係る事業費を計上するもので、10節消耗品費3万5,000円は、学校の臨時休業等の緊急時においても、学校と生徒とのやりとりが円滑にできる環境を整えるため、遠隔学習機材としてカメラとマイクを購入する費用を計上しております。財源につきましては、国庫支出金2分の1を見込んでおります。

同じく、17節備品購入費、事業用備品費810万円は、生徒1人1台のタブレットを整備するもので、学級担任教師用も含め、180台分のタブレットを購入することとしております。そのうち国の補助対象となるのは、100台分、450万円でありますので、残り80台分、360万円につきましては、市単独で購入し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書13ページを御参照願います。このことにより、本市の小・中学校の児童・生徒全員にタブレットが整備されることとなります。

9款4項1目社会教育総務費、12節委託料、聖火リレー警備員委託業務127万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、東京2020オリンピックが延期されたことに伴い、4月20日に本市で実施される予定でありました聖火リレーも延期となったため、委託料を減額するものであります。

9款4項2目公民館費、12節委託料、中央公民館指定管理料237万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、毎年実施しております夏季大学講座を今年度は中止することとしたため、開催に係る費用につきまして、指定管理委託料から減額するものであります。

次に歳入について、御説明いたします。

14ページをお願いします。

14款2項国庫補助金及び15款2項県補助金につきましては、歳出予算の財源としまして、その補助率などにに基づき、計上するものであります。

18款1項3目1節財政調整基金繰入金1億2,527万8,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足額について、基金から繰り入れるものであります。

15ページをお願いします。

20款諸収入、21款市債につきましては、歳出予算の財源といたしまして、増額及び減額



するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正につきましては、当初予算に計上している中小企業者等経営支援事業保証料補助金におきまして、融資を受けた事業者の償還期間及び保証料に対する補助金の限度額を設定するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正につきましては、既定の地方債の借入限度額について、変更するものであります。

1ページをお願いします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3億4,941万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は123億7,144万円となります。

以上で、議案第34号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第35号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君登壇）

○市民課長（中津恵子君） おはようございます。議案第35号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いします。

2款6項傷病手当金400万円につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給するために補正するものです。

9款1項1目一般被保険者保険税還付金308万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、遡って保険税の減免を実施するための過年度還付金を補正いたしました。

続いて歳入を説明いたします。

8ページをお願いします。

4款1項1目2節保険給付費等交付金（特別交付金）708万1,000円につきましては、先ほど歳出で説明いたしました傷病手当金及び還付金に対する財政支援としての特別調整交付金を補正するものです。

次に、2ページから5ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出とも、既定の予算額に708万1,000円を追加し、23億7,807万5,000円となります。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第36号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君登壇）

○健康推進課長（山下 育君） おはようございます。議案第36号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

今回の予算計上につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した第1号被保険者に対して保険料の減免を行うことに伴う予算計上となっており、財源につきましては全額、国庫補助金が交付されることとなっております。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費につきましては、令和2年度の第1号被保険者保険料の減免を行うに当たって、その財源に全額国庫補助金が交付されることから、財源の振替えを行うものです。

6款1項1目22節保険料還付金194万円は、減免対象となる令和元年度分介護保険料の還付予定額について補正計上したものです。

次に8ページをお願いいたします。

歳入を説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料1,148万円の減額につきましては、第1号被保険者の令和2年度分保険料減免予定額について、減額して補正計上したものです。

3款2項国庫補助金につきましては、保険料減免に係る財源としまして、1目調整交付金536万8,000円は減免額の40%分、10目災害臨時特例補助金の805万2,000円は減免額の60%分と、それぞれ補助率に基づいて補正計上したものです。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,199万6,000円となります。

以上、議案第36号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について」の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第37号「令和2年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）」について」、説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 吉永敏之登壇）

○水道課長（吉永敏之君） おはようございます。議案第37号「令和2年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）」について」、御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大に係る生活支援及び経済的負担の軽減を図るため、官公庁を除く市内全世帯の水道料金の基本料金及びメーター使用料を3か月分免除するための補正でございます。

収益的収入、1款1項1目の上水道給水収益については、一般家庭4,016件、事業所315件の、4,331件分、1,325万9,000円の減額。簡易水道給水収益については、一般家庭3,612件、事業所170件の3,782件、1,147万7,000円の減額でございます。

1款2項3目の一般会計繰入金については、その減額及びシステム改修費に係る一般会計からの繰入金を計上しています。

次に、収益的支出、1款1項4目の委託料につきましては、今回の減免に関しまして水道料金システムの改修が必要となりますので、改修費50万円を計上しています。その結果、収益的収入、収益的支出ともに50万円の増額となります。

以上でございます、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第38号「土佐清水市手話言語条例の制定について」から議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案10件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 中津健一君登壇）

○総務課長（中津健一君） おはようございます。今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いします。

議案第38号「土佐清水市手話言語条例の制定について」、議案つづり5から7ページです。

本議案につきましては、平成23年に改正されました障害者基本法等において、手話が音声言語と同様に言語であることが位置づけられたことから、本市においても理解の促進に関して基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者の役割を明らかにすることによって、手話が言語であるとの認識の普及と理解の広がりをもって、手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、条例を制定するものであります。

議案第39号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、8から10ページです。

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令並びに同法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年4月30日に公布されたことなどに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、固定資産税関係として、中小事業者等の生産性向上特別措置法に該当する家屋及び構造物の課税標準をゼロとする規定を、わがまち特例に追加をはじめ、軽自動車税として、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日までの半年間の延長などであります。

議案第40号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり11から13ページです。

本議案につきましては、令和2年4月7日閣議決定されました、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を受けるために、減免の要件及び申請期限の特例についての規定を整備するため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第41号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり14から16ページです。

本議案につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対して、その支給総額について国が財政支援を行うことが盛り込まれました。

これを受け、国民健康保険加入者で雇用されている者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるため労務に服することができず、給与を受けることができない場合の傷病手当金の支給について、国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を頂きましたので、答申を踏まえ、条例の一部改正を行うものであります。

議案第42号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり17から18ページです。

本議案につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年4月17日施行されたことに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者の傷病手当金の支給に係る申請書の提出を、土佐清水市で受けることができるようにするものであります。

議案第43号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり19から20ページです。

本議案につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行期日を定める政令が、令和2年5月25日施行されたことに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、個人番号通知カードの廃止に併せて、再交付を行わないこととなったことに伴い、個人番号通知カードの再交付手数料を削除するものであります。

議案第44号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり21から23ページです。

本議案につきましては、令和元年10月から消費税が増税されたことによる低所得者の負担軽減を図るため、介護保険料の第1から第3段階の保険料額を減額変更及び新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯の第1号被保険者に対して、保険料の減免等を実施するため、条例の一部改正を行うものであります。

議案第45号「土佐清水市地域食材供給拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり24から25ページです。

本議案につきましては、本施設の使用料については、施設の建設費等の事業費から補助金等を差し引いた上で、それぞれの耐用年数で除した額により算定しておりましたが、本算定による施設使用料が本年6月分で終了することから、7月以降の使用料について、土佐清水市公有財産管理規則を準用し、見直しを行うものであります。

議案第46号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり26から29ページです。

本議案につきましては、平成28年3月31日付で事業変更認定を受けておりました、津呂権現・大谷簡易水道の施工が令和元年度完了したことにより、2つの簡易水道を統合し、津呂権現・大谷簡易水道として管理することになったことに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議案第47号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり30から31ページです。

本議案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、令和2年3月4日公布されたことに伴う条例の一部改正であります。

主な改正内容といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修の実施者を都道府県知事としておりましたが、受講機会の拡充を図るため、実施者に指定都市もしくは中核市の長を追加したものであります。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案及び条例案に対する内容説明を終わります。

日程第4、「陳情の付託について」、議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり、所管の委員会へ付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月22日、午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、6月17日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午前 11時35分 散 会